

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 53 年 3 月まで

私の国民年金については、昭和 47 年 2 月頃、母親が A 市役所で加入
手続を行い、申立期間の保険料については、同市役所等で納付してくれ
ていたはずであり、未納となっていることに納得できないので調査して
ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 2 月頃に、その母親が国民年金の加入手続を行い、
申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳
記号番号は、昭和 53 年 9 月 27 日に払い出され、申立人が 20 歳に到達し
た 46 年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが
確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の保険料は、
過年度納付及び特例納付により納付することとなるが、申立人及びその母
親からは、これらの納付方法に関する具体的な供述は得られない。

また、申立人は、「現在所持している年金手帳は、昭和 47 年 2 月頃に
国民年金の加入手続を行った際に発行されたものであり、ほかに加入手続
を行ったことは無く、別の同手帳が発行されたことも無いと思う。」旨を
供述しているところ、申立人が所持している年金手帳については、A 市に
おいて昭和 49 年 11 月以降に発行されている種類のものであることが確認
でき、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の母親の知人は、申立人の母親が B に勤務していた際、
同 B の C 職員に依頼して、申立人の国民年金保険料を納付していたと思う

旨を供述しているものの、その時期については不明であるとしており、当該知人と申立人の母親が同僚であった期間は、申立期間前後を通じて長期間にわたっていることから、上記の供述内容が、申立期間当時の記憶であるものと推認することができない。

加えて、申立人に係る市町村の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録の資格記録並びに納付記録は全て一致しており、行政機関の記録に不自然な点は見られない。

このほか、オンラインシステムにより、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から平成 3 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から平成 3 年 5 月まで

ねんきん特別便を見たところ、申立期間については国民年金の未加入期間となっていることが分かった。私は、国民年金の加入手続や申立期間当時の保険料納付方法等の詳細はよく覚えてないが、未加入者については、市役所等が加入させているはずであり、私は、税金などの納付すべきものは全て納付している。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付方法等に関する具体的な記憶は無いものの、国民年金に未加入であれば市役所等が加入させているはずであり、納付すべきものは納付していると申し立てている。

しかしながら、基礎年金番号制度の導入（平成 9 年 1 月）前において、国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、申立人について、オンラインシステムにより、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、A 県内で払い出された「B（申立人名）」、「C（申立人名）」、「D（申立人名）」、「E（申立人名）」、「F（申立人名）」及び「G（申立人名）」を検索するとともに、同期間について、H 町（現在は、I 市）内及び A 市内で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立人に同手帳記号番

号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、同手帳の交付年月日欄には、「平成 17 年 7 月 1 日」と記載され、国民年金の記録欄には、同日付けで国民年金第 1 号被保険者の資格を取得していることが確認でき、このことは、I 市の国民年金被保険者台帳（電算記録）及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 16 日から同年 10 月 16 日まで

私は、平成 8 年 10 月 16 日まで A 社で勤務していたのにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間についても、厚生年金保険に加入していたので、年金記録を訂正して年金給付に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同事業所からの記録訂正に係る届出に基づき、平成 15 年 5 月 15 日付けで 8 年 7 月 16 日から同年 10 月 16 日に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、訂正の届出が行われた時点では、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、当該期間については、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならないこととされており、申立人は、当該訂正された期間について、厚生年金保険の給付対象期間とするよう申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた事実がある場合とされているところ、申立期間のうち、平成 8 年 7 月については、当該事業所から提出された申立人に係る同年同月分の所属別支給控除一覧表を見ると、申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、「平成 8 年 8 月以降の所属別支給控除一覧表に、

申立人の氏名は記載されていない。」と回答しているところ、申立人と同じ部署に所属していた同僚3人のうち2人が「申立人は、平成8年7月頃に退職したと思う。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態が確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月頃から平成 5 年 12 月 21 日まで

私は、昭和 45 年 9 月頃に A 社に入社し、平成 14 年 3 月 20 日まで継続して勤務していた。しかし、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、平成 5 年 12 月 21 日から 14 年 3 月 21 日までとなっており、昭和 45 年 9 月頃から平成 5 年 12 月 21 日までの記録が無い。

厚生年金保険被保険者記録の無い期間についても、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社に入社し、平成 14 年 3 月 20 日まで継続して勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てしているところ、事業主は、「申立人を社員として採用した時期は、平成 5 年 12 月 21 日付けである。社員として採用する前は、請負契約に基づいて、B 業務を委託しており、申立人との間に雇用関係は無く、当時、個人の請負事業者は十数人いたが、いずれも社会保険や労働保険は適用していない。」と回答している。

また、当該事業所の事務担当者は、申立人を社員として採用した理由について、「平成 2 年 * 月に C 法が施行され、いわゆる D が規制されたことに伴って、請負による B 業務が困難な状況となったため、請負契約方式を廃止し、申立人を含む個人請負事業者 18 人を社員として採用した。社会保険及び労働保険の被保険者資格取得届については、採用日をもって関係機関に提出しているが、採用前においては、個人ごとに国民年金や国民健康保険にそれぞれ加入していたと思う。」と供述しているところ、オンラ

イン記録を見ると、平成5年12月21日付けで18人が同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、仕事の内容や雇用形態等が同じであった同僚として申立人が名前を挙げた6人についてオンライン記録を見ると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成5年12月21日以前は、ほぼ全員が国民年金保険料を納付していることが確認できる上、雇用保険の加入記録を見ると、同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できることなどを踏まえると、申立期間当時、当該事業所においては、上記の事業主の回答及び事務担当者の供述どおりの取扱いが行われていたものと考えられる。

加えて、申立人に係る国民健康保険の加入記録を見ると、申立期間の全部において被保険者資格を有しており、当該被保険者の資格喪失日は、厚生年金保険被保険者取得日の翌日（平成5年12月22日）であることが確認できるほか、オンライン記録を見ると、申立人の氏名、生年月日及び住所地が一致し、申立人の記録と考えられる未統合の国民年金加入記録（昭和45年8月31日資格取得、57年12月1日資格喪失）が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。